

～施設園芸農家の皆様へ～

施設園芸の省エネ機器等購入を支援します

〈令和5年度前橋市施設園芸省エネ促進事業補助金〉

燃油価格高騰等の影響を受けにくい省エネ型施設園芸への転換を促進するため、燃油等の使用量削減に資する機器等を導入する施設園芸農家を支援します。

補助対象者

- 1 前橋市内に居住し、施設園芸を営む個人事業主又は前橋市内に事業所を置き施設園芸を営む法人であること。
- 2 前橋市内の加温施設で農産物を生産していること。
- 3 燃油等削減計画を作成し、令和6年度までに5%以上の燃油等削減目標を設定して事業に取り組むこと。
- 4 市税を滞納していないこと。

補助対象経費※対象機器等は、裏面を参照

ボイラー燃油削減装置



手軽に暖房機の燃費削減！！
バーナーノズル周辺の清掃でさらに省エネ！

対象機器等の一例

循環扇



温度ムラをなくすことで10%程度の省エネ効果！

ヒートポンプ



燃油暖房機より省エネ！燃油暖房機との併用が主流

保温性の高い内張資材



反射性資材などの保温性の高い資材の使用や、多層化することで保温性UP！！
カーテンの隙間をなくしてさらに保温性UP！

補助率・補助上限額

- ・補助率 **2分の1** 以内
- ・補助上限額 省エネ機器：上限**200万円**、
被覆資材：上限**100万円**



申請受付期間・申請方法

令和5年10月31日(火)締切 ※必着

※受付期間内であっても、予算額に達した時点で受付を締め切る場合があります。
申請書類は、下記まで直接持参、郵送、電子メールのいずれかでご提出ください。

〈申請書配布・提出・問い合わせ先〉

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

担当：前橋市役所7F 農政課 農産園芸係

電話：027-898-6704 メールアドレス：nousei@city.maebashi.gunma.jp

受付時間：8:30～17:15（土日曜祝日を除く）



対象機器別補助一覧

区分	対象機器等	対象経費	補助率	上限額	1 経営体あたりの上限額
省エネ機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ（地下水熱源、地中熱源を含む） ・木質バイオマス暖房機 	対象機器等の新規導入、追加導入、更新に係る以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・機器代・被覆資材代 ・附带設備代（架台、ダクト等空調補助設備等） ・設置工事費（本体設置のための基礎工事、電気工事を含む） ・撤去・処分費（既存機器等を更新する場合の既存機器等の撤去、処分に必要な経費） 	1/2 以内	200 万円	300 万円
	<ul style="list-style-type: none"> ・循環扇 ・多段サーモ装置 ・局所加温装置 ・ボイラー燃費削減装置 			100 万円	
被覆資材	<ul style="list-style-type: none"> ・保温カーテンの多層化 ・保温性の高い内張被覆資材（反射性被覆資材、中空構造資材） 				

※交付決定日以降に売買（請負）契約を締結した事業が対象となります。また、令和6年2月29日までに支払まで完了することが条件となります。

※「前橋市園芸施設被覆材等張替支援事業」を利用して張替えた被覆資材の更新（張替）は対象外となります。

※対象機器等及び対象経費については、国又は県等の補助事業と重複して申請することはできません。

※現状より5%以上の燃油等エネルギー削減が見込まれる新規導入や買替えが対象となります。

補助金交付・目標達成状況報告の流れ

